

# 子育て情報コーナー

わんぱる(だいら児童館)

☎999・0321

★1月の主な予定

1月28日(木) 午前10時～午後1時  
子育て相談(要予約)

(幼児向けイベント)

1月21日(木) 午前10時30分～正午  
のびのびサロン(身体測定、栄養相談)

1月19日(火) 午前10時30分～11時  
分制作

(小学生向けイベント)

1月5日(火) 午後2時30分～11時  
くわらい作り、1月7日(木) 午後2時  
30分～11時(あそび)

※その他、詳細は、わんぱるへお問い合わせ

わせくだん。

さくらんぼひろば(やわた子育てひろば)

☎998・7421

★1月の主な予定

1月27日(水) 午前11時～正午  
身体測定

1月15日(金) 午前10時～11時30分  
身体測定

1月7日(木) 午前10時～午後3時  
を除く

★1月の主変更日

1月7日(木) 8日(金)

★1月の主な予定

1月18日(月) 午前10時～11時30分  
身体測定

1月28日(木) 午前11時～正午  
幼児向けお話し会

はちじょう子育てひろば

☎997・8767

さくらんぼひろばと同様、おむね3歳未満の児童と保護者の子育て

親子が気軽につどい、交流するための場です。

場八條公民館2階 ちびっこコミュニティールーム

毎週火・金(祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後3時

★1月の主な予定

1月15日(金) 午前10時～11時30分  
身体測定

1月27日(水) 午前11時～正午  
親子で作って遊ぼう

★各ひろばは駐車場が限られていますので、車での来場はできるだけ遠慮ください。

ファミリーサポートセンター

☎997・4321

会員を随時募集しています。入会説明は、センター内でも随時開催します。ご不明な点はセンターへお問い合わせください。

子育て支援課 ☎A839

## 「改正特定商取引法」平成21年12月1日施行

解決できます！ 過量販売(次々販売)

【事例】半年前に小学3年生の息子のために学習用教材を訪問販売で購入した。復習も重要と説明され、2年生と3年生の算数と国語を40万円で購入した。先月、違う担当者が来て「今なら安くできる」と4年生から中学3年生までのセットを勧められた。その時期になってから来て欲しいと断ったが、根負けし契約してしまっ。すぐ使わないし、やっぱり解約したい。

【過量販売とは】

訪問販売で不必要な大量の商品などを買わされたり、次々と業者から商品などを売り付けられたりするケースがあります。これらは「過量販売」となる可能性があり、次のような例が挙げられます。

・一回の契約で大量に販売：健康食品や化粧品などを相当期間に使い切れないほど買わされたり、まとめて

数年間分の家庭教師(学習教材)契約をさせられたりするケース。  
・同じ業者が何度も訪問：「前よりいい商品が出た」などと勧められるまま、繰り返し契約させられるケース。  
・違う業者が入れ替わり訪問：数年前に床下工事をした後、メンテナンス業者などと名乗る業者が来て、いろいろな工事の契約をさせられるケース。

【アドバイス】

これまでは、クーリング・オフ期間を過ぎてしまうと、勧誘方法や契約上の問題がなければ、どんなに過大な分量の契約でも、救済(無条件解除)が難しい状況でしたが、法律が改正され、契約後1年以内であれば無条件解除できることになりました。また、契約の際にクレジット個別クレジット※を利用した場合は、

1年以内であればクレジット契約を解約でき、支払ったお金の返還をクレジット業者に請求できます。

※個別クレジット：商品購入の都度、その支払いのために申込書を作成・提出するクレジット契約。

なお、無条件解除できる契約は、業者の売り方によって異なります。

一回の契約での過量販売は、その契約の全部、同一業者による複数回の契約での過量販売は、著しく超えた以降の契約について解除できます。

また、同業の他業者が次々と販売した結果の過量販売は、後から契約した業者が「過量になる」または「すでに過量となっている」ことを知りながら契約したものであるかどうかが、過量販売に当たると判断されます。

商品やサービスの性質や購入者の生活事情によるため、まずはお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

☎A336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

# 1月・2月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。



### 法律相談

法律的な困りごとの相談(弁護士が相談) ※2日前の毎週水曜日(祝日の場合は、翌日) 午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時 (事前予約制) 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

### くらしの相談

日常生活や行政に関する問題の相談

☎1月13日(水)・2月10日(水) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

### 行政書士相談

相続、離婚、会社設立などの手続きの相談

☎1月18日(月)・2月15日(月) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

### 税理士相談

パートタイムの税金や相続税などの相談

☎1月7日(木)・2月1日(月) 午前10時～午後3時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373

### 女性相談

女性が抱えるさまざまな悩み相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時 (事前予約制) 場市役所駅前出張所内相談室 人権・男女共同参画課 ☎811

### こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病やひきこもり、認知症などの相談(専門医が相談)

☎1月18日(月)・2月8日(月) 午後1時～2時30分 (事前予約制) 場保健センター 健康増進課 ☎995-3381～3

### 内職相談

内職についての求職やあっせん相談

☎毎週火曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時30分 場市民相談室 商工観光課 ☎336

### 消費生活相談

悪質商法のトラブルや消費生活全般の相談

☎毎週月～木曜日(木曜日が祝日の場合は、翌日) 午前10時～午後4時 場消費生活相談室 商工観光課 ☎336

### 人権相談

プライバシーの侵害、基本的人権の相談(人権擁護委員が相談)

☎1月14日(木)・2月12日(金) 午後1時～4時 場第3会議室 人権・男女共同参画課 ☎811

### 若年者就職相談

就職、転職、職業能力などの相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎1月17日(日) 2月7日(日)・21日(日) 午前10時～午後4時 (事前予約制) 場勤労青少年ホームゆまにて ☎996-0123

### 心配ごと相談

日常生活での心配や悩みごとの相談

☎1月6日(水)・20日(水) 2月3日(水)・17日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ 社会福祉協議会 ☎998-7616

### 教育相談

子どもの言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時 場教育相談所 教育相談所 ☎995-0077

### 家庭児童相談

児童の家庭や学校などでの問題の相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時 場家庭児童相談室 子育て支援課 ☎472

### 子育て相談

子育ての不安や悩みごとの相談(子育てアドバイザーが相談)

☎1月28日(木)・2月25日(木) 午前10時～午後1時 (事前予約制) 場だいら児童館わんぱる わんぱる ☎999-0321

### 休日・夜間納税相談

市税、国民健康保険税の納付についての相談

☎2月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日は除く) 午後5時15分～7時 場納税課 納税課 ☎330

### 不動産相談

マンションおよび不動産取引についての相談

☎1月12日(火)・2月9日(火) 午後1時～4時 場市役所駅前出張所内相談室 広聴広報課 ☎373

### 市長相談

市政への要望等を直接市長に相談

☎1月28日(木)・2月25日(木) 午後5時30分～6時30分 (事前予約制) 場840情報資料コーナー 広聴広報課 ☎373